

平成26年6月3日

株主各位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号  
ソフトバンク・テクノロジー株式会社  
代表取締役社長 阿多親市

## 第26期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の一部修正について

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年5月30日付にて当社ウェブサイトに掲載いたしました「第26期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載内容の一部に誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

なお、修正箇所には       （下線）を付して記載しております。

敬 具

記

### 12 ページ 6.税効果会計に関する注記

#### 【修正前】

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は29,351千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### 【修正後】

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は29,351千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

以 上